

旧環境センター解体工事入札要領書

1 工事概要

- (1) 工事名称：旧環境センター解体工事
- (2) 工事場所：阿久根市多田3771番地1
- (3) 工期：議会議決の翌日から令和6年11月29日まで
- (4) 工事内容

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び旧事務所等の解体工事

ア 旧環境センター（ごみ焼却処理施設）

- ・ 建築構造：鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
- ・ 階数：地下1階 地上3階建
- ・ 施設規模：120 t/日（60 t/16 h × 2 炉）

イ 粗大ごみ処理施設

- ・ 建築構造：鉄筋コンクリート造
- ・ 階数：地下1階 地上4階建
- ・ 施設規模：30 t/8 h

ウ 旧事務所

- ・ 建物構造：木造
- ・ 建築面積：約 140 m²

※ 詳細は発注仕様書のとおり

2 担当部署

〒899-0501

鹿児島県出水市野田町上名7918番地1

北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係

電話 0996-68-8856 FAX 0996-68-8754

電子メール seibi@hokusatukouiki.jp

3 入札スケジュール

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 入札公告 | 令和5年6月1日（木） |
| (2) 見積資料の公表 | 令和5年6月1日（木） |
| (3) 現場確認申込期限 | 令和5年6月9日（金） |
| (4) 現場確認期間 | 令和5年6月7日（水）～ 令和5年6月14日（水） |
| (5) 質問の受付期限 | 令和5年6月19日（月） |
| (6) 質問の回答公表日 | 令和5年6月22日（木） |

- | | |
|-----------------|--------------|
| (7) 入札参加申込期限 | 令和5年6月26日(月) |
| (8) 入札参加審査結果の通知 | 令和5年6月30日(金) |
| (9) 入札書等到着期限 | 令和5年7月6日(木) |
| (10) 開札日 | 令和5年7月7日(金) |

4 設計図書等の公表

設計図書は以下のとおり公表する。

- (1) 公表日 令和5年6月1日(木)
- (2) 公表場所 本組合ホームページにて公表する。
(ファイルはダウンロード可能)

<http://hokusatukouiki.jp/>

5 現場確認

現場確認を希望する者は、現場確認申込書(第1号様式)を下記のとおり提出すること。現場確認の日程の決定は先着順とするが、必ず第5希望日まで記入すること。

なお、現場確認時間は1時間程度とする。

- (1) 申込期限 令和5年6月9日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 現場確認申込書に必要事項を記入のうえ電子メールにて提出すること。
- (3) 提出先 2の担当部署
- (4) 現場確認日 令和5年6月7日(水)～令和5年6月14日(水)
現場確認日時が決定し次第、電子メールにて通知する。
- (5) 注意事項
 - ・ 現場確認時に質問等は一切受け付けない。
 - ・ 現場確認時に出席者名簿(任意様式)を提出すること。
 - ・ 解体施設には電源がないため、照明等は各自準備すること。
 - ・ 必要に応じ安全具等は各自準備すること。
 - ・ 現場確認時の事故について、組合は一切の責任を負わない。

6 質問の受付回答

本工事の入札に係る書類について質問がある場合は、下記のとおり質問書(第2号様式)を提出すること。回答は組合ホームページにて公表する。

なお、電話、FAX及び口頭での質問は一切受け付けない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書

に記載することがある。

- (1) 受付期限 令和5年6月19日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書に必要事項を記入のうえ電子メールにて送付すること。
- (3) 提出先 2の担当部署
- (4) 公表日 令和5年6月22日（木）
随時、回答するが最終回答日を示している。
- (5) 公表場所 本組合ホームページにて公表する。
<http://hokusatukouiki.jp/>

7 入札参加資格要件

本工事は、特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格及び要件は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 構成員の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加資格審査申請書類を提出した日から落札者の決定の日までの間に、北薩広域行政事務組合建設工事等有資格者業者の指名停止に関する要綱（平成25年北薩広域行政事務組合告示第11号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- オ 建設業法第15条の規定による解体工事業の特定建設業の許可を3年以上受けていること。
- カ 入札参加資格審査申請書類提出日において、本組合の令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている事業者であること。

(2) 共同企業体の結成に当たっての要件

- ア 共同企業体は、自主結成とし構成員数は2社又は3社とすること。
- イ 共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、施工能力及び出資比率が高い者（出資比率が同等の場合は施工能

力の高い者) であること。

ウ 代表者以外の構成員の出資比率は、共同企業体構成員数 2 社の場合 30%以上、同構成員数 3 社の場合 20%以上であること。

エ 各構成員は、本工事に関連する他の共同企業体に参加することはできない。

オ 各構成員のいずれかと資本関係又は人的関係にある者^(注)が他の共同企業体の構成員になることは認めない。

(注) a 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第4条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 代表者となる構成員の資格

ア 本組合の有資格者名簿に登録されている住所(委任された営業所等を含む。)が沖縄県を除く九州地方(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県)にあること。

イ 本組合の有資格者名簿に登録されている経営事項審査の解体工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。

ウ 平成20年4月1日から公告日までの間に、国又は地方公共団体が発注する廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく公称能力50t/日以上処理能力を有するごみ焼却処理施設(一般廃棄物処理施設)の解体工事(改修工事を除く)を元請けとして完了した実績を2件以上有すること。ただし、共同企業体での実績は代表者に限る。

エ 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を本解体工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(4) 代表者以外の構成員となる者の資格

- ア 本組合の有資格者名簿に登録されている住所（委任された営業所等を含む。）が構成市町（阿久根市、出水市及び長島町）にあること。
- イ 本組合の有資格者名簿に登録されている経営事項審査の解体工事の総合評定値が、構成員数2社の場合は750点以上の者であること。構成員数3社の場合、1社は750点以上とし、もう1社は600点以上の者であること。
- ウ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者を本解体工事の現場に専任で配置できること。また、主任技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

8 入札参加資格審査申請書類の提出

本工事の入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、共同企業体を結成のうえ、下記のとおり入札参加資格審査書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年6月26日（月） 午後5時まで
- (2) 提出場所 2の担当部署
- (3) 提出方法

一般書留又は簡易書留に限る。

なお、上記の方法以外で提出された入札参加資格審査申請書類及び提出期限を過ぎて到着した同書類は受け付けない。

- (4) 提出書類

| 提出物 | 部数と提出方法 |
|---------------------------------------|---|
| 共同企業体による条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第3-1号様式） | 左記の提出物をファイルに綴じ、正1部、副（写）1部を提出する。ただし、共同企業体協定書は正に原本、副に写しを添付すること。 |
| 体制図（第3-2号様式） | |
| 共同企業体代表者の施工実績（第3-3-1～2号様式） | |
| 配置予定技術者調書（第3-4-1～2号様式） | |
| 入札参加資格を満たしていることの誓約書（第3-5-1～2号様式） | |
| 委任状（第3-6-1～2号様式） | |
| 入札参加資格要件を証明する書類の写し（第3-7号様式）（添付書類を含む。） | |
| 共同企業体協定書 | |

9 参加資格審査結果の通知

本組合は、資格審査申請書類を提出した入札希望者に対し、参加資格審査結果を通知する。

- (1) 通知日（発送日） 令和5年6月30日（金）
- (2) 通知方法 本組合から審査結果を郵送及び電子メールで送付する。
- (3) 参加資格がないと認められた入札希望者の苦情の申立て
入札参加資格要件に該当しない旨の通知を受けた入札希望者が当該決定に不服がある場合は、苦情申立てをすることができる。
苦情申し立てをする場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。苦情を申し立てた入札希望者に対する回答は書面により行う。
ア 提出期限 令和5年7月4日（火）午後5時
イ 提出場所 2の担当部署
ウ 提出方法
持参又は郵送とし、その他の方法は認められない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。
エ 提出書類 苦情申立書（第4号様式）1部
オ 回答日（発送日） 受領後7日以内
カ 通知方法 本組合から回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した入札希望者（以下「入札参加者」という。）が、入札参加資格審査申請書類を提出した日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、本組合から書面にて通知する。

10 入札書等到着期限及び提出方法

入札参加者は、下記のとおり入札書等（第5-1～2号様式）を提出すること。

なお、提出された入札書等は、開札日時まで開封せず、総務課施設整備係で厳重に保管する。

- (1) 到着期限 令和6年7月6日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 2の担当部署
- (3) 提出方法

一般書留又は簡易書留に限る。

なお、上記の方法以外で提出された入札書又は到着期限を過ぎて到着した入札書は受け付けないものとし、不受理通知書を添えて郵送により、入札参加者へ返送する。

11 開札日時及び場所

- (1) 開札日時 令和5年7月7日(金)午後1時30分
- (2) 開札場所 北薩広域行政事務組合 環境センター 2階会議室

12 開札立会

入札参加者のうち開札立会を希望する者は、下記のとおり開札立会申請書(第5-3号様式)を提出すること。

なお、開札立会を希望する者がいない場合は、総務課施設整備係以外の職員が立会う。

- (1) 提出期間 入札参加資格審査結果を受領した日から
令和5年7月6日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 1の発注部署
- (4) 立会者数 各共同企業体から1人とする。
- (5) 立会委任 共同企業体の代表者以外が立会いをする場合は、開札立会時に委任状(第5-4号様式)を提出すること。

13 入札の無効に関する事項

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 虚偽の入札参加申請をした者のした入札
- (3) 2以上の入札書による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、
入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の記名及び
押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した
入札書による入札
- (7) 封筒が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札
- (8) 指定された郵送方法以外の方法で送付した入札
- (9) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (10) 郵送された封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事
名又は入札者が相違する入札
- (11) 工事内訳書が同封されていない入札
- (12) 工事費内訳書に記載された合計額が入札書に記載された金額と異なる入
札
- (13) 入札書の金額、工事名及び工事場所と工事費内訳書の金額、工事名及び工

事場所が相違する入札

- (14) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると契約担当者が認めた場合の入札
- (15) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

14 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、低入札価格調査制度の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の価格で最低の入札をした者を落札者とする。

(2) 低入札価格調査

最低の価格をもって有効な入札をした者が、調査基準価格未満の価格であった場合は、入札を保留し調査を実施したうえで落札者を決定する。

なお、調査は「北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(3) 同一価格者の入札

最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者が 2 者以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、くじにより落札者を決定する。ただし、同一価格者全員が、現に立会いを行っている場合は、開札会場でくじを引くこととする。ただし、同一価格者が出席しないとき又は出席してもくじを引かないときは、総務課施設整備係以外の職員がくじを引くこととする。

15 入札保証金

入札保証金は免除する。

16 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は導入する。

17 入札の辞退

入札書の郵送後に入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届（第 5-5 号様式）を 2 の担当部署に持参又郵送により提出すること。

18 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約

の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

19 契約の締結

(1) 契約の締結

本工事に係る契約については、北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和58年北薩広域行政事務組合条例第20号）第2条の規定による組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。

(2) 契約の無効

当該契約が組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

20 仮契約書案等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、仮契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

なお、提出期限までに仮契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

21 支払条件

- (1) 前払金、部分払、完成払とする。
- (2) 前払金は2回、部分払は1回とする。

22 共同企業体の有効期間

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 本工事の契約締結相手方となった者

本工事の契約履行後3か月間を経過する日までとする。ただし、本工事に係る契約不適合責任については、法律上又は契約上の契約不適合責任が存続する期間において、共同企業体代表者、共同企業体構成員であった者は連帯してその責任を負うものとする。

(2) 本工事の契約締結の相手とならなかった者

本工事の本契約が締結された日までとする。

23 留意事項

(1) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て入札希望者の負担とする。

(2) 入札の延期、中止など

本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、入札希望者は損害賠償等の請求はできない。

(3) その他

その他の詳細は「北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条の規定により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49条）」、「旧環境センター解体工事入札要領書」、「旧環境センター解体工事発注仕様書」及び「旧環境センター解体工事様式集」に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札希望者に通知する。